

## 令和7年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）第7条の規定に基づき、令和7年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

倉敷市長 伊東香織

- 1 処理区域  
倉敷市全域
- 2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（処理計画量）

(1) ごみ

倉敷市区域

単位：t/年

収集形態	処理計画量	市外からの搬入計画量	合計
家庭ごみ（市収集、直接搬入）	85,409	-	85,409
事業ごみ等（許可収集、直接搬入）	62,462	11,028	73,490
合計	147,871	11,028	158,899

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥及び トイレ・サニタリー汚泥	合計
市収集、許可収集	15,565	65,925	81,489

② 旧船穂町区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥	合計
許可収集	578	1,570	2,148

③ 旧真備町区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥	合計
許可収集	2,570	8,328	10,898

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

基本的理念	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち
基本方針	市民・事業者・行政のパートナーシップの醸成
	ごみ排出抑制の推進
	循環資源の利用推進
	適正な処理の推進

(1) 「情報共有の推進」のための実施施策

施策	実施区分
食品ロス削減対策の啓発	継続・重点
災害廃棄物の平時からの啓発	継続・重点
SDGs推進のための情報発信	継続・重点
インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	拡充・重点
環境イベントの開催	継続・重点
ごみ分別アプリを活用した普及啓発	拡充・重点
ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	継続
広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大	拡充
暮らしとごみ展の開催	継続

(2) 「環境教育の推進」のための実施施策

施策	実施区分
夏休みの自由研究課題の提供と表彰制度	継続・重点
クルクルセンターを拠点としたリサイクル体験・講座	継続・重点
3R推進事業優良事業者等表彰の実施	継続・重点
ごみ処理等施設見学会の開催	継続
環境教育メニューの提供	拡充
イベントや会議等への参加	継続
出前講座の推進	継続
環境副読本の充実	拡充・重点
世代に応じたごみの減量化・資源化等の取組みリーフレットの作成・配布	拡充・重点
環境ツールの作成	継続・重点
3R推進優良事業者認定制度の創設	継続・重点

(3) 「発生抑制の推進」のための実施施策

施策	実施区分
3キリ運動（水キリ、食べキリ、使いキリ）の推進	継続・重点
食品ロスモニタリング調査の実施	継続・重点
生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	継続・重点
生ごみ堆肥化事業の推進	継続・重点
3Rの体験モニター募集	継続
3Rのアイデア募集	継続
剪定枝等資源化支援事業の検討	継続
事業ごみ処理手数料の適正化	継続
大規模排出事業者への指導	継続・重点
更なるごみ減量化のための家庭ごみ有料化導入の可能性の検討	継続

(4) 「再使用の推進」のための実施施策

施策	実施区分
倉敷市家庭用品再利用銀行の推進	終了
3R推進事業優良事業者認定制度の創設（再掲）	継続
クルクルセンターを拠点としたリサイクル体験・講座（再掲）	継続・重点
グリーン購入の推進	継続

(5) 「分別の徹底」のための実施施策

施策	実施区分
出前講座の推進（再掲）	継続
外国人への分別徹底の推進	継続
ごみ分別アプリを活用した普及啓発	拡充・重点
ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	継続・重点
5種14分別の見直しの検討	継続・重点
清掃指導員による分別の啓発	継続
事業ごみ適正処理指導	継続・重点

(6) 「再生利用の推進」のための実施施策

施策	実施区分
ペットボトル回収の充実	拡充・重点
廃食用油燃料化事業の拡大	拡充
事業系紙類のリサイクル推進	継続
事業系「木くず」や「食品残渣」のリサイクル推進	継続

(7) 「新たな資源化の推進」のための実施施策

施策	実施区分
3Rのアイデア募集（再掲）	継続
3Rの体験モニター募集（再掲）	継続
中間処理施設での資源・熱エネルギー回収の推進	継続
生ごみ減量化・資源化に取り組む事業者の支援	継続

(8) 「収集・運搬体制の整備推進」のための実施施策

施策	実施区分
事業系一般廃棄物の収集運搬業許可の見直しの検討	継続・重点
社会環境の変化への対応	継続

(9) 「処理・処分施設の整備及び維持管理の整備推進」のための実施施策

施策	実施区分
中間処理施設の整備	終了
中間処理施設の維持管理	継続
最終処分場の維持管理	継続

(10) 「適正処理の推進」のための実施施策

施策	実施区分
不法投棄の未然防止、監視体制の強化	継続
海洋プラスチックごみ対策の推進	継続・重点
適正処理困難物への対応	継続
災害廃棄物への対応	継続・重点
一般廃棄物会計基準の導入	継続
環境保全協力金制度の創設	継続

4 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに処理方法及び処理主体

(1) ごみ

① 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、市民の5種14分別収集への協力により、ごみの減量・資源化と適正処理及び処理施設の延命化を図る。

倉敷市区域		種類	処理計画量(t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先(詳細6(1))	処理方法	処理主体	
市 収 集	燃やせるごみ		71,651	ステーション収集 週2回 ふれあい収集 (※1) 週1回	市(直営、委託)	・水島清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣 は資源化)	市(委託) 一部事務組合	
	資源 ご み	紙・布類(5分 別)・トレイ	2,188	ステーション収集 月1回 ふれあい収集 (※1) 週1回		市(直営、委託)	・再生資源業者 ・資源選別所 ・総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	資源化	民間ルート 法ルート
		ペットボトル	357						法ルート
		金属類	658						民間ルート
		びん類(3分別)	1,707						民間ルート
		小計	4,910						
	埋立ごみ		1,206				・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	直接埋立、 破砕後埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合
	粗大ごみ		307	申込制による 戸別有料収集		市(委託)	・東部埋立事業所 ・水島清掃工場 組合清掃工場 ・総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	資源化・ 破砕後資 源化・焼 却・埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合 法ルート
	使用済乾電池		88	ステーション収集 随時 ふれあい収集 (※1)週1回		市(直営、委託)	・井津井最終処分場 (仮置) ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	資源化	民間ルート
	ペットボトル		392	拠点回収		市(委託)	・倉敷リサイクルセンター (委託施設) ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター		法ルート
その他	廃食用油(一部地区)	9	拠点回収	市民、市(委託)	・クルクルセンター	市(直営)			
	生ごみ(船穂町区域)	137	戸別収集(協力家庭)	市(委託)	・船穂町堆肥センター	市(委託)			
	合計		78,700						
直 接 搬 入	粗大ごみ		3,668	自己持込	排出者  一時多量ごみ 許可業者(※2)	・各環境センター ・水島清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	破砕後、 資源化・ 焼却・埋 立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合 法ルート	
	資源ごみ		3,041	一時多量ごみ 制度の利用に よる持込		各環境センター	資源化	民間ルート 法ルート	
	燃やせるごみ 埋立ごみ	(事業ごみに含む)				各環境センター ・水島清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣 は資源化) ・埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合	
	合計		6,709						
	総計		85,409						

注) 真備地区は、紙・布類(4分別)、白色トレイ、体温計を分別している。

※1) 倉敷市ふれあい収集実施要綱(平成25年告示第280号)に基づき実施する。

※2) 市民サービス向上を図るため、一時多量ごみの収集運搬業は、事業ごみの搬入実績があり、かつ、過去2年間に行政処分を受けておらず、適正な組織体制や事務機器等を有する者に限り許可するものとする。

② 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。

自ら処理できない場合には、排出者は、自ら処理施設へ搬入するか、または市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

倉敷市区域

種類		処理計画量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先(詳細6(1))	処理方法	処理主体
許可収集	可燃物	40,365	戸別収集	許可業者	・水島清掃工場 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣は資源化)	市(委託)一部事務組合
	不燃(埋立)物	73			・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	破碎後、資源化・埋立	市(直営)市(委託)一部事務組合
	合計	40,438					
直接搬入※	可燃物	20,300	自己持込	許可業者排出者	・水島清掃工場 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣は資源化)	市(委託)一部事務組合
	不燃(埋立)物	1,724			・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	破碎後、資源化・埋立	市(直営)市(委託)一部事務組合
	合計	22,023					
総計		62,462					

※ 直接搬入には、一部家庭ごみ、下水汚泥、浄化槽汚泥を含む。

③ 市外から搬入される一般廃棄物

[浅口市金光町、岡山市・早島町(受託処理分)から搬入]

種類	処理計画量 (t/年)	搬入方法	収集運搬主体	搬入先(詳細6(1))	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	11,028	直接搬入	浅口市、岡山市・早島町許可業者排出者	・水島清掃工場 ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣は資源化)	市(委託)

④ 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物

次の品目のものを一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、別に量を定めて受入れを行なう。

- ア リサイクルが困難な布
- イ 発泡スチロール
- ウ 農業用廃プラスチックフィルム
- エ 小規模建設業者の木くず

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

種類	処理計画量 (kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先(詳細6(2))	処理主体
し尿	15,565	戸別収集、業者ごとに許可した区域	許可業者17者、市(直営(児島地区))	・倉敷衛生センター ・水島衛生センター ・児島下水処理場 ・玉島衛生センター ・備南衛生施設組合清鶴苑	市(直営)一部事務組合
浄化槽汚泥	65,925		許可業者18者	・倉敷衛生センター ・水島衛生センター ・児島下水処理場 ・備南衛生施設組合清鶴苑	

② 旧船穂町区域

種類	処理計画量 (kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先(詳細6(2))	処理主体
し尿	578	戸別収集、許可した区域	許可業者1者	・玉島衛生センター	市(直営)
浄化槽汚泥	1,570		許可業者1者	・倉敷衛生センター	

③ 旧真備町区域

種類	処理計画量 (kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先(詳細6(2))	処理主体
し尿	2,570	戸別収集、許可した区域	許可業者1者市(委託)	中継槽に貯留(許可業者)後、アクアセンター吉備路へ	一部事務組合
浄化槽汚泥	8,328				

5 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ

① 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方式
水島清掃工場	水島川崎通1-1-4	300t/24h (150t/24h×2炉)	全連続式ストーカ炉
総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	180t/24h〔うち 本市分50t/24h〕 (90t/24h×2炉)	全連続式流動床 炉
倉敷西部クリーンセンター	玉島乙島8255-49	300t/24h (150t/24h×2炉)	全連続式ストーカ炉

② 環境センター(受入施設、直営収集基地)

施設名	所在地
倉敷環境センター	白楽町424
水島環境センター	水島川崎通1-1-110
児島環境センター	児島小川町3697-4
玉島環境センター	玉島乙島8255-49

③ 資源化、破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方式
資源選別所	水島川崎通1-18	15t/5h	びん類手選別
総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	36t/5h	資源ごみ手選別 粗大ごみ2段式破碎4種選別処理
倉敷西部クリーンセンター	玉島乙島8255-49	20t/5h	粗大ごみ2段式破碎4種選別処理

④ 最終処分場

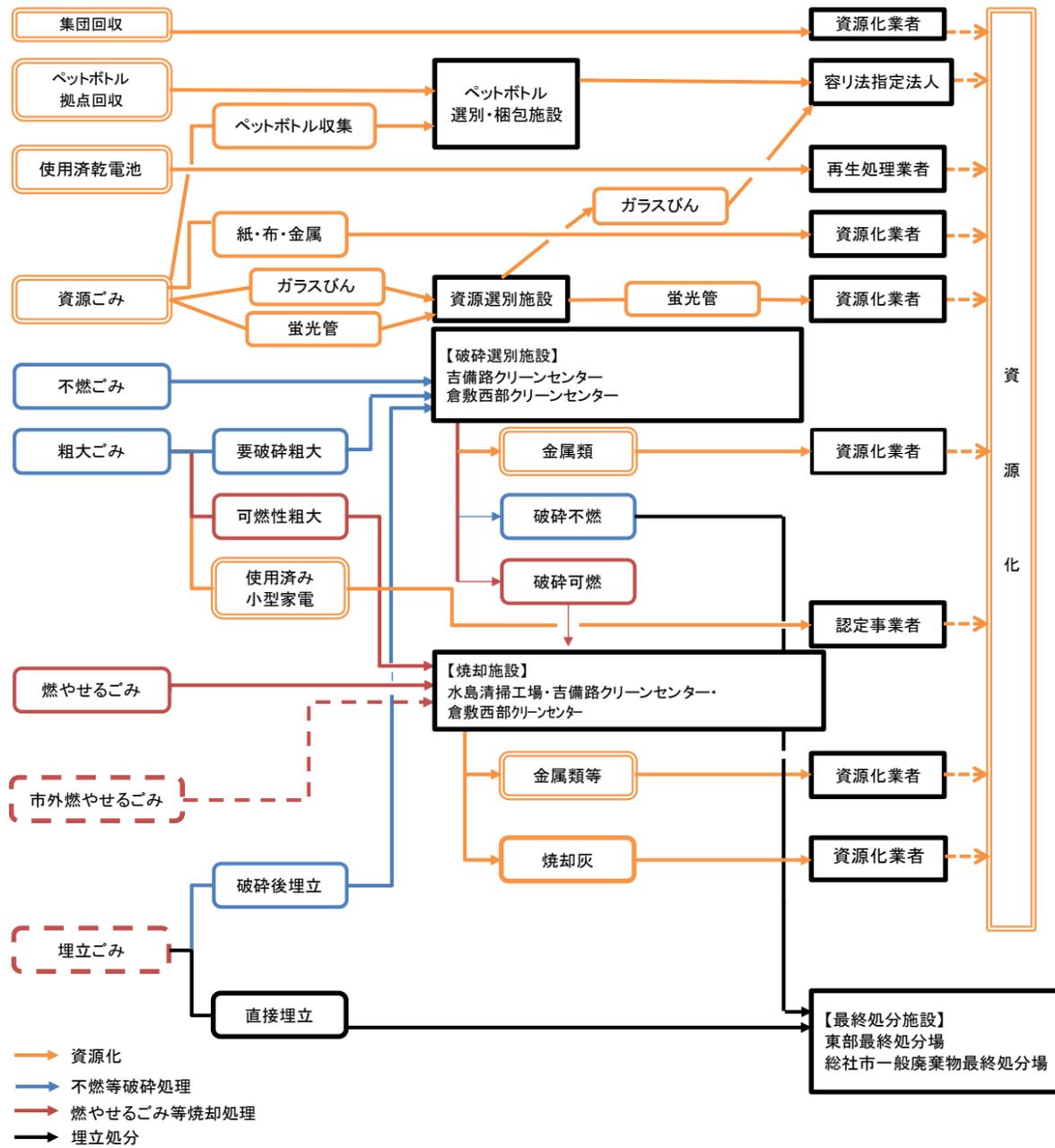
施設名	所在地	埋立容量	埋立対象物
東部最終処分場 (2期)	二子1923-5	330,000m <sup>3</sup>	埋立ごみ、焼却残渣、破碎残渣

(2) し尿、浄化槽汚泥等

施設名	所在地	処理能力	処理方式
倉敷衛生センター	白楽町424	158kl/日	浄化槽汚泥の混入比率の高い 脱窒素処理方式+汚泥助燃剤化方式
水島衛生センター	水島川崎通1	128kl/日	前処理
児島衛生センター	児島小川町3670	85kl/日	前処理
玉島衛生センター	玉島乙島8255	70kl/日	前処理
備南衛生施設組合 清鶴苑 (一部事務組合)	茶屋町1919	80kl/日	低希釈二段活性汚泥法 高度処理+抗火石漬床
総社広域環境施設組合 アケセンター吉備路 (一部事務組合)	総社市窪木1101	90kl/日	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式(浄化槽汚 泥対応型)+活性炭

6 一般廃棄物の処理の体系

(1) ごみ



※真備地区は「燃やせるごみ」を「燃えるごみ」、「埋立ごみ」を「燃えないごみ」に読み替える。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

